

米軍基地関係特別委員会記録  
<第3号>

平成29年第6回沖縄県議会（11月定例会）閉会中

平成30年1月29日（月曜日）

沖 縄 県 議 会

## 米軍基地関係特別委員会記録<第3号>

---

### 開会の日時

年月日 平成30年 1 月 29日 月曜日  
開 会 午前10時 2 分  
散 会 午前11時10分

---

### 場 所

第4委員会室

---

### 議 題

- 1 軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立  
(渡名喜村における米軍AH1Z攻撃ヘリコプターの不時着事故について)
- 2 渡名喜村における米軍AH1Z攻撃ヘリコプターの不時着事故についてに  
係る意見書及び抗議決議の提出について (追加議題)

---

### 出 席 委 員

委 員 長	仲宗根	悟 君
副 委 員 長	親 川	敬 君
委 員	山 川 典 二	君
委 員	花 城 大 輔	君
委 員	宮 城 一 郎	君
委 員	新 垣 清 涼	君
委 員	瀬 長 美 佐 雄	君
委 員	渡 久 地 修	君
委 員	當 間 盛 夫	君

委員外議員 なし

---

欠 席 委 員

末 松 文 信 君  
照 屋 守 之 君  
照 屋 大 河 君  
金 城 勉 君

---

説明のため出席した者の職・氏名

知 事 公 室 長 謝 花 喜一郎 君  
基 地 対 策 統 括 監 池 田 竹 州 君  
参 事 兼 基 地 対 策 課 長 金 城 典 和 君  
基 地 対 策 課 副 参 事 伊 田 幸 司 君

---

○仲宗根悟委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。

本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る渡名喜村における米軍AH1Z攻撃ヘリコプターの不時着事故についてを議題といたします。

本日の説明員として、知事公室長の出席を求めています。

渡名喜村における米軍AH1Z攻撃ヘリコプターの不時着事故について審査を行います。

ただいまの議題について、知事公室長の説明を求めます。

謝花喜一郎知事公室長。

○謝花喜一郎知事公室長 ただいま議題となっております渡名喜村における米軍AH1Z攻撃ヘリコプターの不時着事故について、御説明いたします。

平成30年1月23日午後8時5分ごろ、米軍のAH1Z攻撃ヘリコプター1機が渡名喜島のヘリポートに緊急着陸しました。

今回の事故は、人身等への被害は確認されていないものの、普天間飛行場所属機の提供施設・区域外への不時着、緊急着陸は、1月6日の伊計島、わずか2日後の1月8日の読谷村に続き今月3件目であり、県民の不信感、不安が高まっている中で、米軍が再びこうした事故を起こしたことに、強い憤りを禁じ得ません。また、今回、米軍ヘリが緊急患者搬送用等に使用するヘリポートへ着陸を行ったことについては、急患搬送があった場合に支障が出るおそれがあったほか、現場は村立幼稚園や小・中学校から約300メートルしか離れていないことなどから、島民へも大きな不安を与えており大変遺憾であります。

県は1月23日に事故発生の報告を受け、翌24日に基地対策統括監が、海兵隊政務外交部長及び沖縄防衛局管理部長に対し、航空機の緊急総点検とその間の飛行中止、航空機整備、安全管理体制の抜本的な見直しを行うとともに、今回の事故原因の究明及び速やかな公表、実効性のある再発防止策と今後の安全管理の徹底について万全を期すことを強く求めました。また、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会一軍転協の要請で上京していた知事が、24日に首相官邸や外務省、防衛省などの要請先で渡名喜村での緊急着陸にも言及し、県民の不信感、不安は頂点に達しており、米軍機の事故が相次いでいる原因について、その背景も含め、早急に解明するよう強く求めたところです。

以上で、説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○仲宗根悟委員長 知事公室長の説明は終わりました。

これより、渡名喜村における米軍AH1Z攻撃ヘリコプターの不時着事故について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 米軍から県に事故の原因などについて報告はありますか。

○池田竹州基地対策統括監 沖縄防衛局から飛行再開のほぼ同時刻に、点検の結果、後部のギアローターのセンサーの部品にふぐあいがあり、その部品を交換して基地に帰るという連絡がございました。

○新垣清涼委員 着陸してから飛び立つまでにどれぐらいの時間を要していま

すか。

○金城典和参事兼基地対策課長 着陸したのが1月23日火曜日の20時5分ごろで、飛び立ったのが翌日の10時54分なので、約15時間滞在していたこととなります。

○新垣清涼委員 これまでの米軍機の事故の場合には、いつも沖縄防衛局を通してしか皆さんのところには連絡が来ないわけですよ。県民の命を預かる県としては、事故が起こったときに沖縄防衛局を通してではなく、直接、沖縄県にいち早く連絡をするよう求めるべきではないですか。

○金城典和参事兼基地対策課長 1997年3月の日米合同委員会で、在日米軍に係る事件・事故が発生したときの通報手続が定められており、沖縄と日本本土の場合で分かれています。沖縄関係の通報経路としましては、沖縄県に対しては沖縄防衛局から通報される仕組みが確立されております。

○新垣清涼委員 沖縄県以外の場合はどうなっていますか。

○金城典和参事兼基地対策課長 他府県の場合、都道府県または市町村への通報は、現地の防衛局を通して行われるようになっております。

○新垣清涼委員 その地域の防衛局を通してしか県や市町村に通報されないというのは、沖縄県以外も同じだということですね。もともっているのは日米合同委員会だと思うのですが、通報の経路自体も変えないといけないのではないのでしょうか。こういうやり方ではいち早い対応は無理だと思います。これだけ不時着が発生して、万が一のときに大変なことになりますので、ぜひ県から政府に強く求めて改善させてください。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 今回、渡名喜村に緊急着陸していますが、オスプレイが名護市安部の海岸に墜落して以降、墜落・炎上を含めて、緊急着陸は県内のどこで起こっていますか。

○金城典和参事兼基地対策課長 平成29年と平成30年1月の米軍機による緊急着陸、墜落等について市町村ごとに言いますと、那覇市、うるま市、石垣市、宜野湾市の4市、嘉手納町、久米島町の2町、伊江村、東村、読谷村、渡名喜村の4村になります。

○渡久地修委員 4市、2町、4村というと10自治体ですよ。その事故の状況等を説明してもらえますか。

○金城典和参事兼基地対策課長 昨年1月からことし1月までの発生件数は34件で、そのうち、平成29年度の事故の発生件数は29件となっております。一番多いのが嘉手納飛行場での緊急着陸で、34件中22件となっております。それから、那覇市ではKC135が那覇空港に着陸しております。うるま市では、平成29年1月20日にAH1Z攻撃ヘリコプターが不時着しております。石垣市では、平成29年9月26日にMV22オスプレイが不時着しております。宜野湾市では、平成29年12月13日にCH53E大型輸送ヘリコプターが普天間飛行場周辺で部品落下事故を起こしております。久米島町では、平成29年6月1日にCH53E大型輸送ヘリコプターが久米島空港に不時着しております。伊江村では、平成29年6月6日にMV22オスプレイが伊江島補助飛行場に緊急着陸しております。東村では、平成29年10月11日にCH53E大型輸送ヘリコプターが不時着・炎上しております。読谷村では、平成30年1月8日にAH1Z攻撃ヘリコプターが一般廃棄物最終処分場に不時着しております。うるま市伊計島では、平成30年1月6日にUH1Yヘリコプターが海岸に不時着しております。渡名喜村では、平成30年1月23日にAH1Z攻撃ヘリコプターがヘリポートに緊急着陸しております。

○渡久地修委員 今、述べた事故のうち、民間地域での事故は何件ですか。

○金城典和参事兼基地対策課長 平成29年と平成30年1月の集計を御報告いたします。平成29年1月20日、伊計島にAH1Z攻撃ヘリコプターが不時着しております。さらに、平成29年3月21日、那覇空港にKC135が着陸しております。平成29年6月1日、久米島空港にCH53E大型輸送ヘリコプターが緊急着陸しております。平成29年9月29日、新石垣空港にMV22オスプレイが緊急着陸しております。平成29年10月11日、東村でCH53E大型輸送ヘリコプターが不時着・炎上しております。平成30年1月6日、伊計島の海岸にUH1Yヘリコプターが不時着しております。平成30年1月8日、読谷村一般廃棄物最終処分

分場にAH1Z攻撃ヘリコプターが不時着しております。平成30年1月23日、渡名喜村のヘリポートにAH1Z攻撃ヘリコプターが緊急着陸しております。

○渡久地修委員 先ほど34件と言っていました、緑ヶ丘保育園への部品落下の件はカウントされているのですか。

○金城典和参事兼基地対策課長 緑ヶ丘保育園の米軍の部品らしきもの話ですが、物自体が米軍の所有物とは確定しておりませんので、この件数からは省かれております。

○渡久地修委員 この1年間の米軍の事件・事故は、基地の周辺だけではなく、石垣島、久米島、渡名喜島などの離島を含めて沖縄全域で起こっています。まさに沖縄中が米軍のやりたい放題ではないかと思うのですが、どうですか。

○謝花喜一郎知事公室長 彼らは不時着、緊急着陸をいずれも予防着陸と称して、安全のために着陸したと。それによって特に県民に人的、物的被害はなく、我々もけが人はなかったということを抗議のたびに言っているわけです。それならば、どこでも予防着陸してもいいのか、これが私有地であってもいいのかという疑問がどうしても出てまいりますし、何のための提供施設・区域かという話になります。本当に緊急なときにも着陸するなという話ではないのですが、余りにも予防着陸と称して特にけが人もなかったからよかったというような認識が蔓延しているのではないかと考えており、米軍は、予防着陸と言えども、提供施設・区域外に緊急着陸または不時着をしているということをもっと認識すべきだと思います。このことが県民に大きな不安と不信感を与えていると思いますし、極めて異常であると言うしかないと思っております。

○渡久地修委員 そのたびに県議会は意見書や抗議決議を上げてきたのですが、米軍は一向に耳を傾けようとしません。知事や副知事、知事公室長が何度抗議をしても、一向に聞きません。これに対してどう思いますか。本当にやりたい放題ではないですか。

○謝花喜一郎知事公室長 先ほどの答弁の繰り返しになりますが、認識のギャップがいかに多いと感じております。彼らは、県民に人的、物的な被害がなければいいという認識が余りにも強過ぎて、それが民間地域であるということについて問題視していないと感じております。我々からすると

提供施設区域外での一提供施設区域内でも好ましいことではありませんが、まだ受忍することができるとしても、民間地域に予防着陸と称して緊急着陸等がなされることについては、県民の不安は大きなものがあると思います。これまで多くの例で共通しているのは、提供施設区域外に不時着や緊急着陸をすると、県民から県警察に通報があり、あわせて消防にも通報が行きます。そういった中で地域は大変騒然とするわけです。県民は外周規制線から排除されて、見ることもできないという状況、いわゆる異常な状況を毎回繰り返しているということを米側はもっと認識すべきであると常々思っているところでございます。

**○渡久地修委員** 以前、米軍基地関係特別委員会で取り上げたのですが、ヘリテージ財団—アメリカのシンクタンクが、海兵隊の航空機は老朽化、部品不足、整備士不足、兵士の疲弊が続いて、41%しか使えないということで、重大事故につながりかねないリスクがあるという調査報告書を出していますよね。ですから、事故の続発は起こるべくして起こっているのではないかと、また起こるのではないかと心配しているのですが、どうですか。

**○謝花喜一郎知事公室長** この件については県も同様の認識をしております。外務省、防衛省等に抗議に行った際にもその旨は申し上げております。仮に予算等の問題があれば、日本政府において何らかの対応を検討してもいいのではないかとこの提言もこちらからせざるを得ない状況になっております。

**○渡久地修委員** 普天間第二小学校で体育の授業中に子供たち約50名のすぐそばに米軍ヘリの窓が落ちましたよね。校長先生が学校の上を飛ばないでほしいと言っても、全く聞かずに飛行を再開して、また普天間第二小学校の上空を飛んでいきましたが、それは県も確認していますよね。それについてどう思いますか。

**○謝花喜一郎知事公室長** 普天間第二小学校への部品落下以降、日本政府は監視カメラを設置し、沖縄防衛局職員を常駐させて、学校の上空を飛ばないことを確認しておりましたが、まさに普天間第二小学校で避難訓練をしていたその日に3機のヘリが学校の上空を飛行し、職員や監視カメラでも確認がされています。このことについて政府から米側に抗議したところ、米側は航跡レーダーやパイロットの意見聴取などによると、そういったことはなかったということで認めていないわけです。この件に関しては日本政府において一歩も引かずに

アメリカ側に強く申し入れを行うべきだということで、先週の沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会一軍転協の要請の際に翁長知事から外務省、防衛省に申し入れをしているところでございます。

○渡久地修委員 普天間第二小学校の上空を米軍のヘリが飛んだということは、日本政府も認め、沖縄防衛局も確認しています。県もそう認識しているのですよね。

○謝花喜一郎知事公室長 これだけ日本政府が強く肯定しておりますし、我々も写真やニュース等で見ると、上空を飛んでいるものと認識しております。

○渡久地修委員 普天間第二小学校では、校長先生などが学校上空を飛ばないと約束できない限り運動場は使用できないと言っていましたが、現時点で運動場は使用されていますか。

○謝花喜一郎知事公室長 まだ使用されていないものと考えております。

○渡久地修委員 我々は保育園、学校、病院、住宅などの民間地上空での普天間飛行場所属の米軍機の飛行訓練を直ちに中止することについて、意見書も可決しているので、県も普天間第二小学校の上空を飛んだということは絶対に許せないという立場で臨んでほしいと思います。

それから、日本共産党の志位委員長が渡名喜村の緊急着陸を含めて事故の続発を国会で取り上げたときに、沖縄担当も経験した内閣府副大臣が「それで何人死んだんだ」というやじを飛ばしたということが新聞にも大きく報道されたのですが、これについて県はどう思いますか。

○謝花喜一郎知事公室長 現役の副大臣、しかも沖縄担当をなさった経歴のある方がこのような発言をしたということは極めて残念でございます。私の感じ方は、ある意味、米側と似ているような一つまり、米側は予防着陸だから問題ない、けが人も出していないのだから何が問題なのかと、これは事故ではないと言ってはばからないわけです。「それで何人死んだんだ」という発言は米側と共通の認識しかないのではないかと。これほど不時着等が頻発していることについて、県民がどれだけ不安を持ち、米側に対して不信感を持っているかといった思いが全く伝わっていない。事故を矮小化しているとしか思えないと感じております。

○渡久地修委員 「それで何人死んだんだ」というやじは絶対に許せません。これは県民の命を軽視するもので断じて許せないのですが、これだけ事故が続くと重大な事故への予兆だという気がして恐ろしくなるのです。県民はみんなそう思っていると思います。それについてどう思いますか。

○謝花喜一郎知事公室長 先週、知事と軍転協—26自治体あるのですが、そのうち10ほどの首長、副首長が上京いたしまして、それぞれの思いを発言していただきました。その中で共通しているのは、いつか住宅地に墜落するのではという不安感を多くの県民が持っているということを強く申し入れております。そういったことは決してあってはならないと思っておりますが、これだけ事故が相次ぐと、こういった不安が出てくるのは一県民としましても同様の思いがしますし、その県民の不安を日本政府はしっかりと踏まえて、県が求めている全航空機の緊急点検、飛行中止、住宅地上空を飛ばないということを徹底して米側に申し入れていただきたいと思いますと思っております。

○渡久地修委員 事故を起こしたのは全部、海兵隊の所属なのです。ですから、県民の間にも海兵隊を撤退させるべきだという声が広がるのは当然だと思うのですが、その辺についてどう思いますか。

○謝花喜一郎知事公室長 そういった思いが出てくるのは、ある意味、県民として当然のことではないかと考えております。

○渡久地修委員 私たちは前回、普天間飛行場を5年以内に運用停止することについて、政府が約束した2019年2月末日という期限を示して全会一致で決議しました。ところが、普天間第二小学校の運動場は使えないわけです。使えるようにするためには2019年2月まで待ってられません。即刻運用停止すべきだと私は思うのですが、どう思いますか。

○謝花喜一郎知事公室長 そういったことも踏まえまして、我々としては航空機の訓練のローテーション方式をぜひ普天間飛行場所属機においても行っていただきたいと思いますと思っております。

○渡久地修委員 そうではなくて、運用停止を求めないといけないのです。2019年2月末日ということを政府と知事が約束したのですから、皆さんもそれ

を待たずに即刻運用停止というところに踏み込まないとだめです。

それから、基地の中ではなく民間地域でこれだけ事故が起こっているということは、沖縄中を米軍機が自由に飛び交っているわけです。沖縄中で米軍が飛行訓練をする法的根拠はどこにありますか。

○謝花喜一郎知事公室長 私もいろいろ調べておりますが、法的根拠はなかなか見出せない。日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定—日米地位協定—上も国内法の適用云々という部分は全くございませんので、そういった中で提供施設区域外においても米軍の訓練がなされているのではないかと思いたくなるほど、今、起こっている現状は異常な状態だと思っております。

○渡久地修委員 航空法で、飛行機が飛ぶときの高度などが全部決まっています。それは当然、知っていますよね。

○謝花喜一郎知事公室長 まず、国際法令に基づいて、基本的に国内法の適用はないという認識を外務省は持っております。ただ、日米地位協定第5条において、貨物または旅客の日本国への入国及び同国からの出国は日本国の法令によるという規定がございます。その中で、航空法の適用が第96条、第97条、第98条とあり、これは航空管制の指示に従うというものです。今、委員がおっしゃった高度などについては適用されていないということです。米側に対しては、例えば、道路交通法の第何条から第何条までと日米合同委員会で列挙しておりますが、それ以外の規定は、基本的に米国の訓練等には適用がないと整理しているところがございます。

○渡久地修委員 航空法という日本の国内法があります。ところが、同時に日米地位協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律—航空法特例法—があって、日本の航空法を米軍には適用しないということになっているわけです。ですから、民間地域であろうがどこでも自由に飛んでいいと。渡名喜島であろうが、伊江島であろうが、石垣島であろうが、離着陸してもいいと。低く飛ぼうが、日米地位協定上、航空法特例法で認められているのです。それは知っていますよね。

○謝花喜一郎知事公室長 航空法特例法に基づいて高度制限などがあることは

承知しております。

**○渡久地修委員** 皆さん方は日米地位協定の抜本改定を求めています。航空機に関しては航空法特例法を廃止してもらおうと。そして、米軍機も日本の国内法を遵守せよということをお願いしていくべきだと思うのです。そうしないと、いつまでたっても続きます。どう思いますか。

**○謝花喜一郎知事公室長** 現在、他国の地位協定を研究している段階ですが、例えば、ドイツ連邦共和国に駐留する外国軍隊に関して北大西洋条約当事国間の軍隊の地位に関する協定を補足する協定—ボン補足協定は1993年に航空機の墜落事故等が相次いだということで国内法の原則適用が明記されております。ドイツの航空法も日本と同じように除外規定はございますが、基本的に原則適用という規定があるので、これをベースとして米軍の航空活動を制限でき、また、法律もつくっているという流れがあると。これから、いろいろ研究してまいります。大筋はそういった流れがあると思います。適用除外があるのはドイツも日本も同じですが、大もとの国内法が適用されるという規定があるかないかというのが、ドイツ、イタリア等と日本の取り扱いの差異を示していると。ですから、国内法が適用されるという規定がないために、それ以上のものを日本政府、例えば、外務省や防衛省、国土交通省等がいろいろ検討しようとしても、日米地位協定で国内法の適用の規定がない限りは我が国の法律で制限しようとするのは無理があるのではないかと考えております。ですから、まずは国内法の適用があるということを明記した上で、航空法の例外規定をどうするかという議論がなされるべきではないかと考えているところです。

**○渡久地修委員** とにかく、航空法はしっかりとしたルールを示しているわけです。それを米軍には適用しませんというのが航空法特例法です。ですから、自由にやっているのです。そこがドイツやイタリアと違うところです。航空法特例法を廃止して、日本の法律を適用することにしないと解決しないので、県も航空法特例法の廃止をしっかりと求めていただきたいと。そうしない限り、自由勝手ですし、それについて何も言えません。ですから、米軍は予防着陸だったと平気で言うわけです。こんなことを許さないためにも、県も航空法特例法の廃止を求める立場に立ってほしいと思いますが、どうですか。

**○謝花喜一郎知事公室長** 昨年9月の日米地位協定の見直しの項目の中に、国内法の適用を明記することを入れております。先ほども申し上げましたが、国

内法の適用を明記の上で、米軍の航空運航の例外を認めている除外規定をどうするかという議論を行い、それを実現していただければと思っていますところ です。

○渡久地修委員 国内法を適用させるためには、まず特例法を廃止させる。そして、国内法を適用させるという立場で頑張っていたらいいと思います。私たちがこれをぜひ追及していきたいと思います。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。  
山川典二委員。

○山川典二委員 解釈の違いはあると思うのですが、日米地位協定に基づく航空法の特例については、あくまで訓練空域での運用を規定するのが前提となっている特例法なのです。それがあから自由自在に飛んでいるという話もありますが、そうではなく、例えば、国内の民間空港などを含めて、訓練空域以外の民間地の中では日本の航空法に基づいて管制官の指示を仰ぎながら離着陸をするということもあるわけです。ですから、その辺もしっかり研究しないとだめだと思います。今、知事公室長からも話がありましたが、はっきり言って現実的には廃止は無理です。もちろん、将来は議論して詰めていけばいい話ですが、日米地位協定を変えるぐらいの話なので—これは考え方なのでそれはそれでいいのですが、国内法の管制機能を含めて、機能をしっかりと高めていくという部分に焦点を合わせながらやっていかないとだめだと思うのです。そうすることによって、米軍の民間地域での運用を規制していくというところで具体的な議論をしていかないと、ただ乱暴に飛んでいるというような話だと誤解を与えますので、その辺はしっかり申し上げておきたいのですが、その認識はありますか。

○謝花喜一郎知事公室長 先ほども御答弁申し上げましたが、移動について、日米地位協定の第5条で日本国の法令によるという規定があります。その中で、航空交通の指示—これは管制の話だと思いますが、航空法第96条、第97条、第98条は適用されるということは我々も認識しております。例えば、道路交通法でも交通信号の遵守ということは守られていると。これは交通秩序の維持のためだと思っています。一方で、宜野座村などでは低空飛行等がなされており、我々はドイツやイタリアなどの他国の地位協定を研究している中において、1990年以降、さまざまな航空機の墜落事故等がある中でドイツ国民、イ

タリア国民はそれぞれ米側と交渉を行って、国内法の適用で高度制限等について粘り強く調整を行って、その結果、飛行回数や飛行時間についても制限を設けることができたということがおおよそ見えてきております。それについては、現地の司令官等と意見交換した上で確認をしたいと思いますが、基本は国内法の適用があるという前提のもとに適用除外の除外を設けるかという流れにドイツ等ではなっているというところでございます。

**○山川典二委員** むしろ、その部分に焦点を当てて議論を深めていくことが必要だと思います。

今回、渡名喜島に緊急着陸をしたということですが、どういう経緯があったのですか。例えば、数分前はどこにいてどういう訓練をしたかなど、その辺の情報はお持ちではないですか。近くに出砂島射爆撃場などもありますよね。どういう訓練をしていたのかというのは一渡名喜島だけではなく、伊計島や読谷村でも着陸したというところだけ脚光を浴びますが、米軍の軍事機密の部分はあるかもしれませんが、その以前の経緯として、なぜそこに着陸しなければならなかったかについての情報収集等はされていますか。

**○伊田幸司基地対策課副参事** 米軍からの情報によりますと、当日、航空機は付近の指定された訓練場で通常の訓練を実施していたということでございます。沖縄防衛局に訓練の詳細について確認しておりますが、沖縄防衛局からは承知していないという回答がございます。ただ、付近の指定された訓練場ということから推定しますと、出砂島射爆撃場で訓練していたのではないかと推定されます。

**○山川典二委員** 今後、それは議論を深める上で非常に重要だと思います。先日、四軍調整官と韓国の海兵隊のトップの方々と議論する機会がありました。特に在韓海兵隊のトップの話では、北朝鮮の核開発がかなりのレベルで加速度的に進んでいると。ミサイルをアメリカ大陸やヨーロッパに飛ばす技術はあるのですが、そこに核弾頭を積んで、確実に大気圏を突破して目的を達成できるぐらいの技術の完成がことしの夏、もしくは秋口にあるという前提がありまして、場合によっては、来月の平昌オリンピックの後、4月に韓国と米軍の合同演習がありますので、そこが今後の北朝鮮の動向を見る上では一つのポイントになるだろうと。つまり、いつ有事が起こるかわからないぐらいの即応体制に入っているという話がありまして、その影響で特殊な訓練—現実的な有事即応体制の中の訓練を沖縄でも展開しているという状況があります。だからと

てこんなに頻発するのは許されることではありませんが、日米地位協定の抜本的な改定、あるいはドイツやイタリアに行って調査するというのであれば、その辺の情報収集、分析をするネットワークを県としてはお持ちですか。

**○謝花喜一郎知事公室長** 四軍調整官ではありませんが、しかるべき方から委員がおっしゃったような話は聞いております。それから、沖縄防衛局の職員との意見交換等でも聞いております。平昌オリンピック終了後のことなど、いろいろ緊張感を持って対応している話もあります。ただ、委員からも言及がございましたように、だからといってということがありますので、我々としてはそういうことを承知しながらも、余りにも多い不時着等については日本政府として厳正に対応していただく必要があるだろうと思っております。

**○山川典二委員** おっしゃるように、今、北朝鮮を中心とした状況の中で沖縄の軍事問題がよいほうに行っていないという現実があるので、県はもっと切り込んで、ありとあらゆる手法を使って軍事関係のキーパーソンの皆さんから情報を収集、分析して、沖縄県としてこうするというのでしっかり対応すべきだと考えます。感情論でややもすると、メディアも含めて流されないようにしないとだめだと思います。冷静に米軍の基地問題に対する一つの哲学と申しますか、対応策をしっかりと持つべきだと思います。そうしないと、この状況は繰り返されます。他の委員からもありましたが、いつ大惨事が起こるかもわからないような状況だと思うのです。我々は政権与党の自民党の議員ではありますが、先ほどの前副大臣の話も含めて、とんでもない話が横行しておりますので、それはそれでしっかりと対処していただきたいと思っております。いずれにしましても、日米地位協定の抜本的な改定に向かって一丸となる必要があります。その理論構成も含めてしっかりとつくっていただきたいと思っておりますが、いかがですか。

**○謝花喜一郎知事公室長** 昨年9月につくった地位協定改定案をいかに全国民の世論喚起まで高めていけるかということで、今、他国の地位協定などの調査に着手したところでございます。そういった成果を次年度には成果報告としてまとめ上げ、事例をわかりやすく県民の方に説明できるように、また、全国の方々にも共有していただけるようなものをつくってまいりたいと考えているところです。

**○仲宗根悟委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 質疑なしと認めます。

以上で、渡名喜村における米軍AH1Z攻撃ヘリコプターの不時着事故についての質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席。その後、議題の追加について協議をした結果、追加することで意見の一致を見た。)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

渡名喜村における米軍AH1Z攻撃ヘリコプターの不時着事故についてに係る意見書及び抗議決議の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

渡名喜村における米軍AH1Z攻撃ヘリコプターの不時着事故についてに係る意見書及び抗議決議の提出についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、意見書及び抗議決議の提出及び意見書等の文案について協議をした結果、意見書等を提出すること、提案者は本委員会の全委員とし、提案理由説明者は委員長とすること、要請方法としては、県内は直接要請し、県外は文書送付すること、議員派遣について議長に申し入れること等について意見の一致を見た。)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

議員提出議案としてのたび重なる米軍ヘリコプターの不時着事故と普天間第二小学校の上空飛行に関する意見書及び同抗議決議の提出については、お手元

に配付してあります案のとおり提出することとし、提出方法等については、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 御異議なしと認めます。  
よって、さよう決定いたしました。  
休憩いたします。

(休憩中に、臨時議会の招集申し入れについて協議した結果、議長に対し臨時議会の招集について申し入れることで意見の一致を見た。)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。  
臨時議会の招集申し入れについては、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 御異議なしと認めます。  
よって、さよう決定いたしました。  
以上で、議題は全て終了いたしました。  
委員の皆さん大変御苦労さまでした。  
本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 仲宗根 悟